

授業料免除申請について

次に掲げる「1 免除の対象となる者」のいずれかに該当する場合は、授業料免除申請をすることができます。申請者から提出された申請書類等に基づき選考し、各期分の授業料の全額又は一部を免除することがあります。授業料免除を希望する者は、下記の事項に留意し、このしおりを熟読のうえ、申請に必要な書類等を揃えて、受付期間内に提出してください。

1. **提出期限を過ぎた場合は、申請書類を受理しません。**
2. 記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、免除の許可を取り消します。
3. 必要な書類が提出されていない場合は、選考から除外します。
4. **予算の範囲内で実施するため、基準を満たしていても免除とならない場合があります。**

1 免除の対象となる者

- (1) 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 各学期開始前6ヶ月以内（注1）（大学院新入生は前期分に限り入学前1年以内）に次のいずれかに該当する特別な事情により、授業料の納入が著しく困難であると認められる者（以下、「**特別事由該当者**」という。）
 - ① 学資負担者が死亡した場合
 - ② 申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - ③ ①、②に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

学資負担者が死亡した等の特別な事情により家計が急変した場合は、必ず担当（松江キャンパス：学生支援課奨学支援グループ 出雲キャンパス：学務課学生支援担当）まで事前に相談してください。

2 免除の対象としない者

前記1に該当する者でも、以下のいずれかに該当する場合は、免除の対象になりません。

- (1) 令和2年度（2020年度）以降に入学した学部学生
- (2) 留年（注2）している者
ただし、病気による休学、留学等特別の事情により留年したときは、選考機関の審査を経て対象者とすることがあります。これらの事情に該当する者は、担当者に相談してください。
- (3) 申請しようとする学期の前年度において、学則の規定により懲戒された者
- (4) その他不適当と認められる場合
- (5) 修学支援制度（給付奨学金）の申請要件を満たしている学部学生のうち、本制度のみの免除申請を行う者（修学支援制度の申請要件を満たす者は必ず申請を行う必要があります）

3 選考基準

前記1の(1)の経済的理由で申請する者の選考基準（学力基準・家計基準）の概要は、別紙「選考基準の概要」のとおりです。

（注1）「各学期開始前6ヶ月以内」とは、前期分にあつては2020年10月1日から2021年3月31日までの期間、後期分にあつては、2021年4月1日から2021年9月30日までの期間のことです。

（注2）留年とは、医学部にあつては進級できなかった場合を、その他の学部及び研究科にあつては、在学年数が最短修業年限を超えている場合をいいます。